

令和 2年度 11月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備 考
下水道建設課 19000057	R1. 12. 18	東部 4 号汚水幹線工事	株式会社関組 関 儀平	381, 976, 100	334, 263, 283			104	R1. 12. 19 R2. 3. 31	
	R2. 3. 4							R1. 12. 19 R2. 11. 27		
	R2. 11. 17							420, 138, 400	367, 658, 500	
下水道建設課 19000059	R1. 12. 23	中央処理区支線工事その 7	有限会社塩崎組 塩崎 しのぶ	130, 381, 900	111, 323, 774			99	R1. 12. 24 R2. 3. 31	
	R2. 3. 4							R1. 12. 24 R2. 11. 17		
	R2. 11. 12							464	R1. 12. 24 R3. 3. 31	
下水道建設課 19000066	R2. 2. 10	湊南第 3 排水区支線工事その 3	福興建設株式会社 松井 良樹	265, 136, 300	230, 540, 791			50	R2. 2. 11 R2. 3. 31	
	R2. 3. 9							R2. 2. 11 R2. 11. 26		
	R2. 11. 9							415	R2. 2. 11 R3. 3. 31	
管路整備課 19000075	R2. 3. 25	北～永穂配水管添架工事	株式会社崇翔 堀立 崇弘	21, 692, 000	19, 358, 157			220	R2. 3. 26 R2. 10. 31	
	R2. 10. 14							R2. 3. 26 R2. 11. 30		
	R2. 11. 17							21, 560, 000	19, 239, 000	
下水道施設課 20000002	R2. 8. 7	大淀雨水ポンプ場耐震補強工事	株式会社藤本水道 齊藤 満伊	12, 716, 000	12, 716, 000			100	R2. 8. 8 R2. 11. 15	
	R2. 11. 11							130	R2. 8. 8 R2. 12. 15	
下水道建設課 20000007	R2. 7. 3	マンホールトイレ設置工事その 4 1	株式会社中澤工業 中澤 伸悟	29, 291, 900	26, 194, 822			150	R2. 7. 4 R2. 11. 30	
	R2. 11. 24							31, 697, 600	28, 345, 900	
下水道建設課 20000008	R2. 7. 6	マンホールトイレ設置工事その 4 2	株式会社テイク産業 上山 智樹	23, 991, 000	21, 286, 760			150	R2. 7. 7 R2. 12. 3	
	R2. 11. 24							237	R2. 7. 7 R3. 2. 28	

年 度	令和1年度
工 事 番 号	第19000057号
工 事 名	東部4号汚水幹線工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ500mmHP管 小口径泥土圧推進工 L=255m φ450mmHP管 小口径泥土圧推進工 L=143m φ250mmHP管 小口径泥土圧推進工 L=43m φ250mmHP管 小口径泥水推進工 L=110m φ900mmSP管 鋼製さや管推進工 L=9m マンホール工 (4号-1、2号-6、1号-1) 8か所 付帯工 1式 水道移設工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、S4よりS3区間の推進工法の障害物を撤去するため、φ900mmの鋼製さや管推進とφ2000mmの発進立坑を追加した結果、増額となった。</p> <p>また、障害物の調査、撤去の工法の選定、施工等に不測の日数を要し、工期内完成が困難な状況となった。</p> <p>上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第24条適用により、増額変更。</p> <p>また、本工事の受注者 株式会社 関組 代表取締役 関 儀平より工期延長請求書の提出がありましたので、検討の結果、同契約書第21条の規定に基づくものであり、受注者の責に帰することが出来ない事由と判断出来るため、同契約書第23条に基づき、93日間（令和3年2月28日まで）の工期延長するものである。</p>

年 度	令和元年度
工 事 番 号	第 19000059 号
工 事 名	中央処理区支線工事その7
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	汚水 φ200mmVP 管推進工 低耐荷力圧入二工程方式 L=16.4m φ200mmVU 管布設工 L=851.8m マンホール工 (1号-10, 楯円-15, 小型塩ビ-6) 31か 所 取付管およびます工 38か 所 付帯工 1式 水道管移設工 1式 雨水 φ400mmVU 管布設工 L=55.1m φ350mmVU 管布設工 L=140.0m φ300mmVU 取付管ボーリング推進工 (400mm) L=54.4m マンホール工 (1号-6) 6か所 付帯工 1式 整備面積 (分流・汚水) A=1.34ha 整備面積 (分流・雨水) A=0.00ha
変更の理由	<p>本工事において、当該現場内で行われている他工事(道路拡幅工事)の遅れにより、工事の進捗に遅れが生じたため。</p> <p>上記理由により、受注者から建設工事請負契約書第21条に基づく、工期延長請求書が提出されたので、建設工事請負契約書第23条適用。</p>

年 度	令和元年度
工 事 番 号	第19000066号
工 事 名	湊南第3排水区支線工事その3
変更後の工事場所	
変 更 の 理 由	県道和歌山港線（三年坂通り）内にある地下埋設物（CCBox）の埋設深さが設計深さと異なっており、工事の支障となることが判明し、設計の見直し及び関係する地下埋設物管理者との協議に不測の日数を要したため、契約書第23条に基づき、125日間の工期延長することとしたい。

年 度	令和元年度
工 事 番 号	第 19000075 号
工 事 名	北～永穂配水管添架工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ300mm DIP GX形 L=55.7m 既設管撤去工 1式
変 更 の 理 由	本工事の施工にあたり、当初設計で舗装工を予定していましたが、海草振興局にて施工することにより、減工となったため、工事請負契約書（以下契約書）第18条第1項第4号に基づき精査した結果、契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるので、同条第5項及び第24条により、減額変更いたしたい。

年 度	令和2年度
工 事 番 号	第20000002号
工 事 名	大淀雨水ポンプ場耐震補強工事
変更後の工事場所	和歌山市狐島字西淀屋615番24
変更後の工事概要	建築改修工事 一式 耐震(躯体)改修工事 一式 防水改修工事 一式 構 造 鉄筋コンクリート造 規 模 地上2階地下2階 床面積 2,311.03. m ²
変 更 の 理 由	別途工事である大淀雨水ポンプ場3号雨水ポンプ設備改築工事の機械設備搬入・搬出があるため、足場を解体しなければならず、塗装工事・内装工事の作業を一時中止することになった。このため、建設工事請負契約書第18条(条件変更)、同第19条(設計図書の変更)、同第23条(工期の変更方法)に基づき工期の延長を行いたい。

年 度	令和2年度
工 事 番 号	第20000007号
工 事 名	マンホールトイレ設置工事その41
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	マンホールトイレ工 1式 設置基数(組数) 15基(1組/10基、1組/5基) マンホール工 9か所(1号-4、塩ビ-4、楕円-1) 付帯工 1式
変 更 の 理 由	<p>本工事において、試験掘の結果、No.4よりNo.5人孔区間に地下埋設物を確認した。地下埋設物を避けるために、法線変更と人孔の追加を行った結果、増額となった。</p> <p>また、地下埋設物の調査、小学校の行事等の調整に不測の日数を要し、工期内完成が困難な状況となった。</p> <p>上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条適用により、増額変更。</p> <p>また、本工事の受注者 株式会社 中澤工業 代表取締役 中澤 伸悟より工期延長請求書の提出がありましたので、検討の結果、同契約第22条の規定に基づくものであり、受注者の責に帰することが出来ない事由と判断出来るため、同契約書第24条に基づき、31日間(令和2年12月31日まで)の工期延長するものである。</p>

年 度	令和2年度
工 事 番 号	第20000008号
工 事 名	マンホールトイレ設置工事その42
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	マンホールトイレ工 1式 設置基数(組数) 10基(2組/5基) マンホール工 3か所(1号-3) 付帯工 1式
変更の理由	本工事において、ガス管の移設が必要であり、大阪ガスと移設時期について調整を重ねてきましたが、大阪ガスの移設工事が遅れ、ガス管移設に不測の日数を要したため、工期内の完成が困難な状況となりました。 上記理由により、本工事の受注者 株式会社 テイク産業 代表取締役 上山智樹より工期延長請求書の提出がありましたので、検討の結果、同契約第22条の規定に基づくものであり、受注者の責に帰することが出来ない事由と判断出来るため、同契約書第24条に基づき、87日間(令和3年2月28日まで)の工期延長するものである。